

事業主の皆様へ

現在、当機構で支給業務を行っている助成金のうち 「障害者相談窓口担当者の配置助成金」

については、**令和6年3月31日**に廃止されます。

「障害者相談窓口担当者の配置助成金」については、令和6年3月31日に廃止されるため、**令和6年4月1日**以降に開始される措置は支給対象となりませんのでご注意ください。

また、この助成金については、支給対象となる措置を行おうとする日の前日までに受給資格認定申請を行う必要がありますが、廃止日前後における受給資格認定申請期限の取扱いは以下のとおりとなりますので、申請を考えられている事業主の皆様におかれては、ご留意をお願いいたします。

なお、期限内に受給資格認定申請書を提出され、認定を受けた場合であっても、**実際に支給対象となる措置を開始した日が令和6年4月1日以降である場合は、この助成金は不支給**となりますので併せてご注意ください。

【廃止日前後における受給資格認定申請期限】

1 支給対象となる措置の開始(予定)日が令和6年3月30日(土)

直接提出: 令和6年3月29日(金)まで

郵送等提出: 令和6年3月29日(金)までの消印又は通信日付印有効

2 支給対象となる措置の開始(予定)日が令和6年3月31日(日)

直接提出: 令和6年3月29日(金)まで

郵送等提出: 令和6年3月30日(土)までの消印又は通信日付印有効

3 支給対象となる措置の開始(予定)日が令和6年4月1日(月)以降

制度廃止により対象外

※各都道府県支部窓口を訪問し、直接提出する場合を直接提出、各都道府県支部窓口へ郵便又は信書便で提出する場合を郵送等提出といたします。

支給対象となる措置とは、次の①から③に掲げる事項に該当するものです。

- ① 障害者相談窓口担当者の増配置
- ② 障害者相談窓口担当者の研修受講
- ③ 合理的配慮に関する相談業務等の委嘱

